

違反対象物に係る公表制度

重大な法令違反のある建物の情報を
平成30年4月1日から岩国地区消防組合
のホームページに公表します。

公表制度の目的

建物利用者に、重大な法令違反のある建物の名称・所在地・違反の内容を公表することで、その建物が安全に利用できるか判断できるようにすることと、防火安全意識の向上と火災被害の軽減を図る。

公表の対象建物

スポーツ施設、劇場、パチンコ店、飲食店、物品販売店、宿泊施設、老人福祉施設、幼稚園、保育所など、不特定多数の人が出入りする建物（特定用途防火対象物）。

公表対象となる法令違反

屋内消火栓、スプリンクラー設備、自動火災報知設備の設置が必要であるにもかかわらず、設置されていない場合。



屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 自動火災報知設備

公表の内容

違反建物名称【例：〇〇商店】

違反建物所在地【例：岩国市〇〇町
〇丁目〇番〇号】

違反の内容【例：屋内消火栓未設置】

お問い合わせ

〒740-0037 岩国市愛宕町一丁目4-1 岩国地区消防組合消防本部予防課

TEL：0827-31-0196 FAX：0827-32-3119